平成２８年（フ）第６３４号
神奈川県秦野市曽屋559番地の１　ＢＥＲＥＯ　103号、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市渋沢1234番地の１　イースタン秦野101号
破産者　中元未知子（旧姓安部）
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５７号
神奈川県厚木市森の里２丁目４番４号
破産者　山口　政則
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１８号
愛知県一宮市丹陽町九日市場字宮浦1409番地１　スカイレジデンス403号、開始決定時の住所愛知県一宮市丹陽町九日市場字宮浦1409番地１　スカイレジデンス501号
破産者　中井　一貴
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８９０号
大阪市淀川区野中北２丁目３番５―510号
破産者　小河　房子
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０７２号
大阪府門真市北岸和田１丁目15番27―502号
破産者　福間　慶一
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０５号
大阪市西成区太子１丁目13番28号　前田アパート301号
破産者　前田　博和
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８８号
大阪市福島区玉川２丁目３番16―518号
破産者　河内　貴絵
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７６９号
大阪市此花区伝法６丁目３番地　ＵＲ伝法団地１号棟733号室、開始決定時大阪府豊能郡豊能町東ときわ台９丁目19番地の12
破産者　吉井　康浩
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３２号
大阪市都島区中野町２丁目９番18号　ＥＰＯ都島レジデンスⅠ　601号、前住所大阪市都島区中野町４丁目20番１―707号
破産者　山本　恒夫
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１７９号
大阪府寝屋川市石津中町17番12号
破産者　藤安　　潮
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４４８号
大阪市淀川区十八条３丁目３番13号セレスティアル東三国４Ａ号
破産者　濵田　　実（旧姓生駒）
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２４５号
大阪市生野区小路東１丁目16番20号
破産者　篠原　美和
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２６８号
大阪市住之江区平林南２丁目３番１―402号
破産者　髙井　　登
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３号
堺市中区土塔町136番地11
破産者　園田　　尚
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第６８２号
堺市南区高倉台２丁43―10―102、住民票上の住所堺市南区高倉台２丁43番40号（105号）
破産者　ＧＡＲＡＧＥ　ＬＯＦＴＹこと　岡本　雅美
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８５８号
堺市堺区海山町１丁20番地10　ベイプリンセスＯＳＡＫＡ505号
破産者　菊池　初枝
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９３６号
大阪府河内長野市千代田南町２番４―405号、前住所大阪府河内長野市千代田南町２番４―101号
破産者　三杉屋こと　椙本富士男
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１８８号
徳島県徳島市津田本町５丁目１番４号、旧住所徳島県徳島市南庄町５丁目27番地の６　第二岡本ハイツ102
破産者　岩崎　浩二
1　決定年月日　平成29年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部